

○三条地域水道用水供給企業団決裁規程

平成 4年12月28日

規 程 第 2 号

改正 平成 5年10月 1日 規程第 2号

平成10年 6月29日 規程第 2号

三条地域水道用水供給企業団事務局長決裁規程（昭和60年訓令第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規程は、企業長の権限に属する事務の決裁に関し、別に定めるものを除き、必要な事項を定めるものとする。

（事務局長の専決事項）

第 2 条 事務局長は、次に掲げる事項を除き、企業長の権限に属する事務を専決することができる。

- (1) 事業の計画及び実施方針に関すること。
- (2) 議会の招集に関すること。
- (3) 議会提出議決（報告、承認等を含む。）の決定に関すること。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条及び第180条の規定による専決処分に関すること。
- (5) 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第3項の規定の適用に関すること。
- (6) 職員の任免、給与その他人事に関すること。
- (7) 条例及び規程の制定又は改廃に関すること。
- (8) 重要な告示に関すること。
- (9) 不服申立て、訴訟、和解、あっせん、調停、仲裁等に関すること。
- (10) 請願、陳情等に関すること。
- (11) 重要な通知、建議、催告、申請、進達並びに諮問及び答申に関すること。
- (12) 1件3,000万円以上の工事の施工の決定に関すること。
- (13) 1件2,000万円以上の工事材料の購入に関すること。
- (14) 1件2,000万円以上の設計、測量、調査及び試験の施行に関すること。
- (15) 1件1,500万円以上の物件の調達に関すること。
- (16) 第12号から第15号までの規定に係る予定価格の決定及び契約の締結に関すること。
- (17) 1件50万円以上の食糧費の支出負担行為をすること。

- (18) 1件10万円以上の交際費の支出負担行為をすること。
- (19) 1件1,500万円以上の不動産の取得、交換、処分及び賃貸借に関すること。
- (20) 予算を編成すること。
- (21) 決算を調整すること。
- (22) その他企業団の運営に関して重要なものと認められること。

（専決の制限）

第3条 事務局長は、前条の規定により専決権限を有するものであっても、当該事案が重要又は異例なものと認められるものについては、企業長の決裁を受け、又は指示を受けなければならない。

（代決）

第4条 企業長が不在のときは、事務局長が企業長の決裁事項を代決することができる。

- 2 事務局長が不在のときは、次長が事務局長の専決事項を代決することができる。
- 3 事務局長若しくは次長は、代決をした事項について、企業長若しくは事務局長に速やかに報告し、又は関係書類を閲覧に供しなければならない。

（代決の制限）

第5条 前条の規定により代決することができる事項は、急施を要するものに限るものとする。ただし、あらかじめその処理について指示を受けたときは、この限りでない。

附 則

この規程は、平成5年1月1日から実施する。

附 則（平成5年10月1日規程第2号）

この規程は、平成5年10月1日から実施する。

附 則（平成10年6月29日規程第2号）

この規程は、平成10年7月1日から実施する。